

アフターコロナを見据えた観光誘客促進業務 に関する質問書への回答

質問1

東京に本社が所在し、福岡の営業所より参加を検討している法人です。
実施要領中、9. 参加申込の手続き-(1) 提出書類-キ 委任状の提出が記載されていますが、上記の通り福岡の営業所からご提出する場合において委任状提出は「必要」という理解で良いでしょうか？

回答

営業所名で提出する場合、委任状の提出は「必要」です。なお、参加資格にかかる「参加申込書(様式第1号)」、「役員等調書及び照会承諾書(様式第2号)」、「参加資格に係る申立書(様式第3号)」については本社名で提出してください。

質問2

仕様書中、(2) 観光周遊ルートの情報発信、において、委託期間中に情報発信をご希望される具体的な時期はございますか？

回答

希望する具体的な時期はありません。観光周遊ルートをより効果的に PR 出来るようにスケジュールを設定し、提案をお願いします。なお、業務実施の際は、久留米市と調整のうえ行っていただきます。

質問3

修学旅行の宿泊プランは記載のとおり久留米市近隣市町村ではなく「久留米市内宿泊」限定でしょうか。

回答

お見込みのとおりです。